

月報 (平成30年9月号)

いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158
 FAX 0225-22-2442

1 一般職業紹介状況 (平成30年7月内容) について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.66倍となり、前年同月比では0.15ポイント下回り、前月比では0.07ポイント上回りました。

【求人のようす】

○ 新規求人数は1,595人で、前年同月比で6.0%減(前年同月差102人減)、前月比で18.7%減(前月差367人減)となりました。

○ 月間有効求人数は4,805人で、前年同月比で7.5%減(前年同月差390人減)、前月比で0.6%減(前月差28人減)となりました。

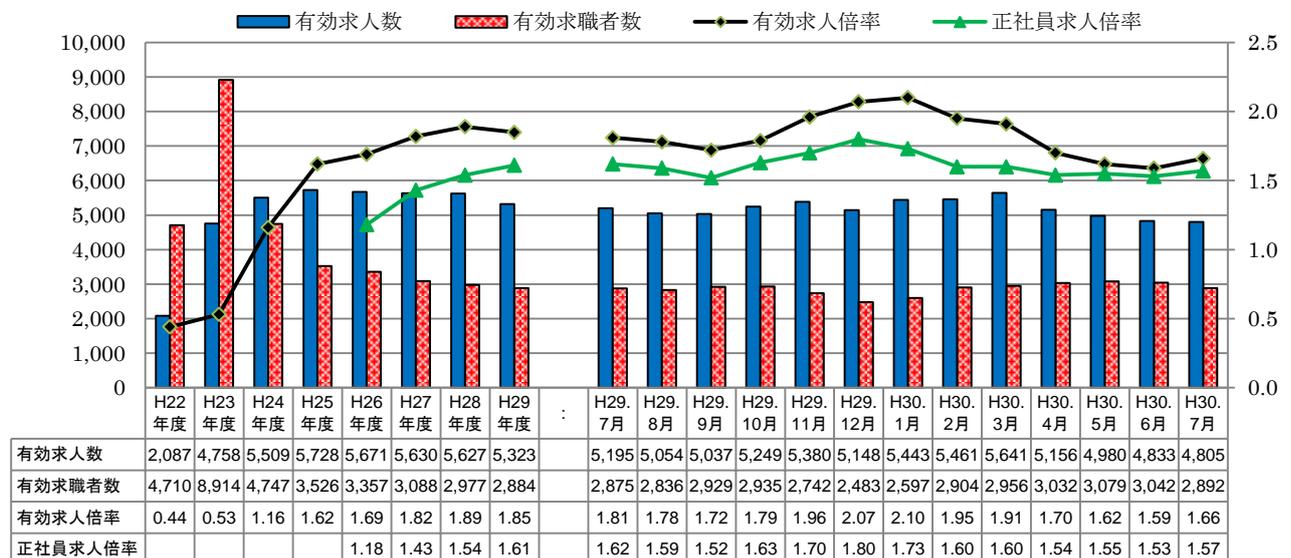
【求職のようす】

○ 新規求職者数は700人で、前年同月比で3.9%増(前年同月差26人増)、前月比で4.4%減(前月差32人減)となりました。

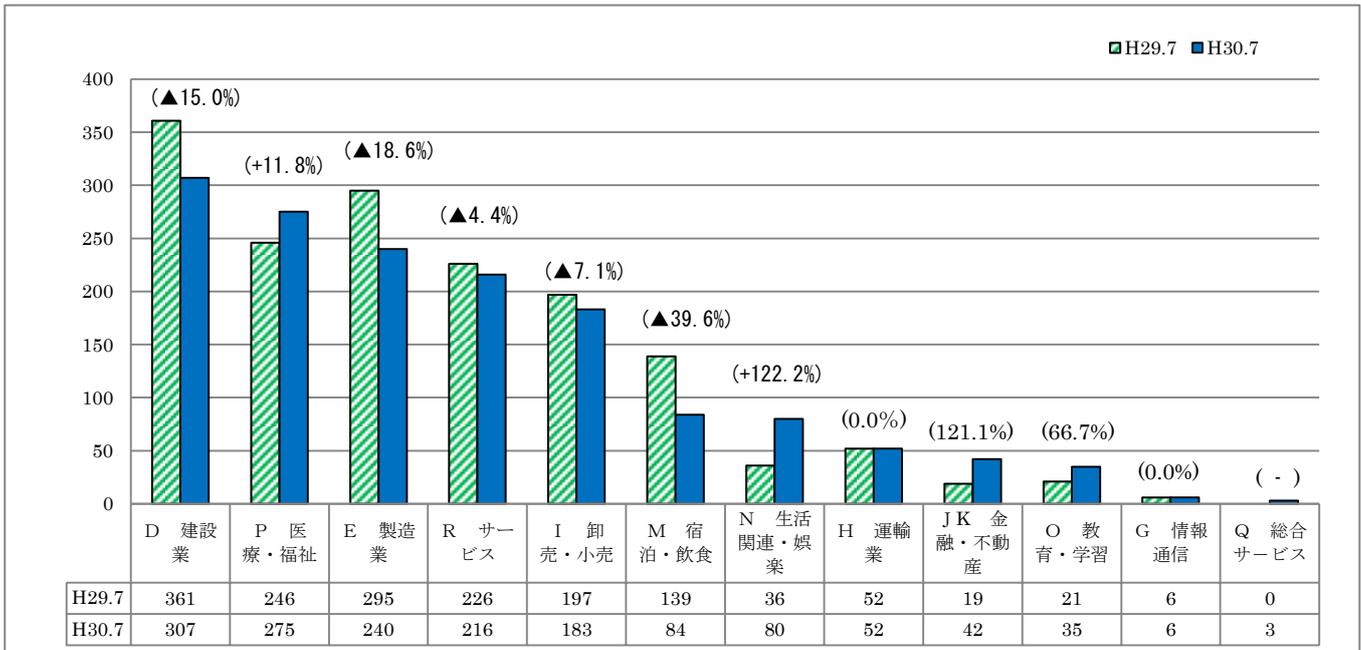
○ 月間有効求職者数は2,892人で、前年同月比で0.6%増(前年同月差17人増)、前月比で4.9%減(前月差150人減)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,488人で51.5%、45歳以上54歳以下は597人で20.6%、55歳以上は807人で27.9%となっています。

求人・求職の状況



2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、医療・福祉が275人で、前年同月比で11.8%増（前年同月差29人増）となりました。

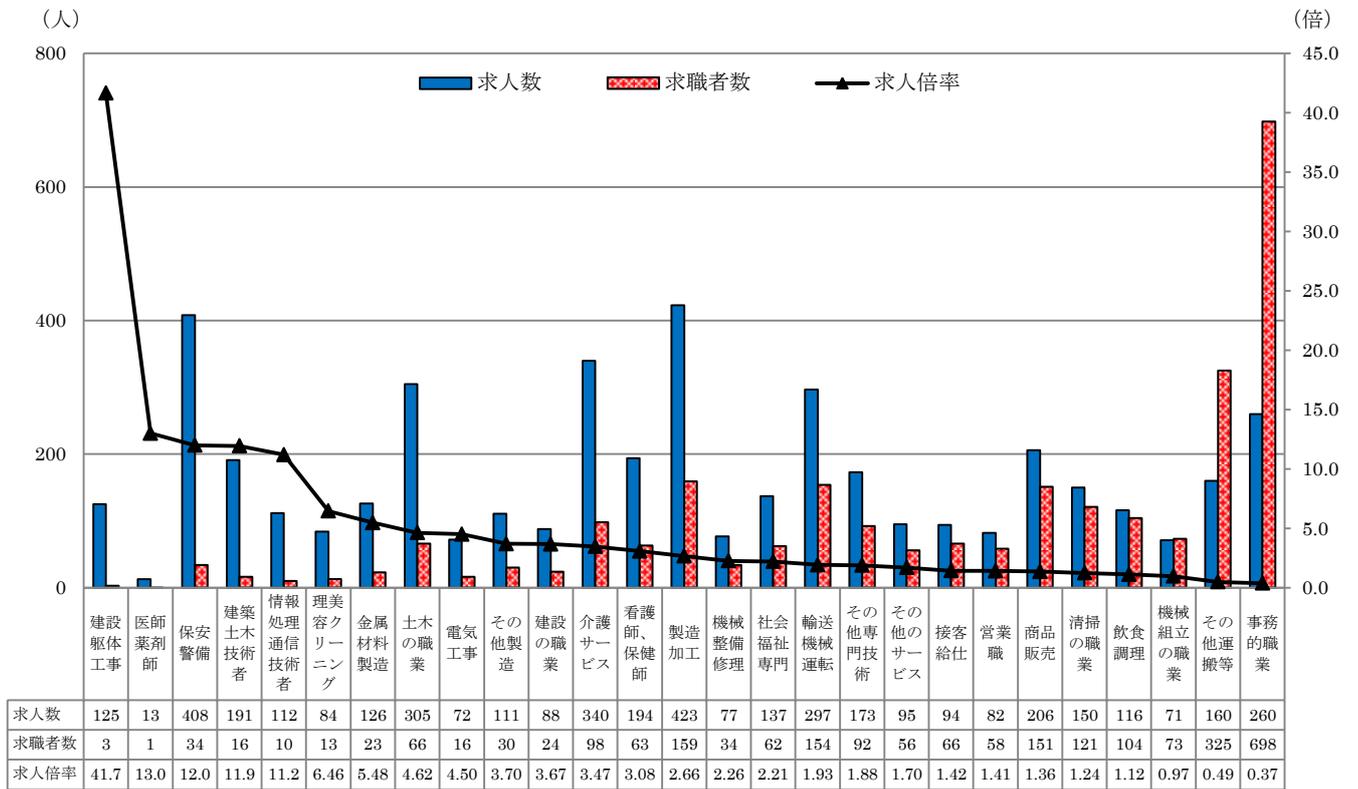
一方、建設業が307人で、同15.0%減（同54人減）、製造業が240人で、同18.6%減（同55人減）、サービス業が216人で、同4.4%減（同10人減）、卸売業・小売業が183人で、同7.1%減（同14人減）、宿泊・飲食業が84人で、同39.6%減（同55人減）となりました。

3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,595	*	*	▲18.7	▲6.0	
月間有効求人数	4,805	*	*	▲0.6	▲7.5	
新規求職者数	700	317	382	▲4.4	3.9	
うち雇用保険受給者	147	58	89	6.5	14.8	
月間有効求職者数	2,892	1,317	1,569	▲4.9	0.6	
うち雇用保険受給者	954	399	554	1.0	▲6.7	
求人倍率	新規	2.28	*	*	▲0.40P	▲0.24P
	有効	1.66	*	*	0.07P	▲0.15P
紹介件数	1,071	514	554	▲15.1	▲0.6	
うち雇用保険受給者	179	77	101	▲17.5	▲17.5	
就職件数	359	166	193	▲11.1	▲6.3	
うち雇用保険受給者	69	32	37	▲15.9	▲9.2	
新規就職率	51.3	52.4	50.5	▲3.9P	▲5.5P	

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※ 求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	31	10	21	72.2	55.0
新規登録者数	19	6	13	171.4	137.5
就職件数	13	7	6	0.0	0.0
月末現在有効求職者数	396	131	265	5.0	13.8

6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	16	*	*	33.3	▲36.0
	廃止事業所数	10	*	*	66.7	25.0
	月末現在事業所数	4,170	*	*	0.1	0.5
被保険者関係	資格取得者数	725	363	362	2.3	▲4.2
	資格喪失者数	638	348	290	9.6	▲1.8
	離職票交付件数	386	*	*	5.2	▲1.5
	月末現在被保険者数	46,790	27,457	19,333	0.2	1.0
給付金関係	受給資格決定数	172	69	103	▲2.3	14.7
	一般給付受給者数	632	278	354	8.6	▲0.8
	一般給付金額	71,654	36,283	35,371	15.8	3.6
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	▲100.0
	個別延長給付金額	0	0	0	-	▲100.0

9月は障害者雇用推進月間です

障害のある方の雇用拡大をお願いします

平成29年度にハローワーク石巻の紹介により就職した障害者は158名で、ここ数年、就職件数は増加しており、企業の障害者雇用への理解は確実に広がっています。

一方、平成30年7月現在、当所にて求職活動を行っている者は396名で、うち身体に障害のある方が131名、知的障害が51名、精神障害が184名おります。

9月は障害者雇用推進月間として9月20日には障害者就職面接会を実施しますが、障害によっては面接会に参加できない者も多く見受けられることから、一人でも多く働ける環境整備をお願いします。

障害を負ってから働くために資格を得た者、支援学校等で就職のための訓練を行った者、真面目過ぎてハード業務をこなすフルタイムが困難になった者など、職場環境によっては能力を発揮できる方が多くおります。積極的な障害者雇用への取り組みをご検討願います。

障害のある方の雇用は「はじめて」のために

障害者を雇用することが「はじめて」、あるいは身体に障害のある者は雇用しているが精神障害者は「はじめて」、など、障害種別によって「はじめて」もあります。

このような「はじめて」の場合、次のような進め方があります。

何から始めたら
よいのでしょうか。

まずは「不安」の解消から
障害のある人と会って話しをする機会を作ってみませんか。

① 職場見学会

本人に仕事内容を実際に見てもらい、意見を聞いてみましょう。

② 職場実習

本人に仕事を体験してもらう制度です。
本人にとっては作業への適性や必要な体力、通勤に課題はないかなど、現場体験を通して見極める機会になります。

障害のある人を募集したい。
不安が少しある。

「不安」が軽減、解消されたなら
助成制度を活用した求人、雇用を検討してみませんか。

③ 障害者求人

ハローワークで作成できる求人票には障害者枠で募集する障害者求人があります。

④ トライアル雇用(試行雇用)

仕事への適性や業務をやり遂げる力などを見極め、本人と企業がお互いに理解を深めるために一定期間試行的に雇用する制度です。

常用雇用への移行を目的に試行期間は原則3か月間です。